

第2次瀬戸市子ども総合計画における子ども・若者の居場所づくりについて

1 計画の概要

目的	本市が瀬戸市子ども総合計画に基づきこれまで取り組んできた施策を評価、検証し、新たな課題への対応も含め、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進することを目的として、第2次瀬戸市子ども総合計画を策定します。
位置づけ	本計画は、こども基本法第10条における「市町村こども計画」と、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成します。
期間	令和7年度から令和11年度までの5年間
対象	妊娠期を含めた0歳からおおむね3歳までの子ども・若者です。また、子ども・若者の家庭や地域等も対象とします。

2 計画の策定にあたっての課題

第1次計画の進捗評価や進捗状況、計画改定のためのアンケート調査、子ども・子育て会議、子ども・若者会議等での意見を踏まえ、第2次計画策定にあたっての課題を抽出しました。その中で、「子ども・若者の居場所づくり」に関する課題として、以下のとおり記載しています。

子育て世代の経済的な状況や女性活躍の推進に伴い、出産後も働き続ける母親も増えてきました。そのため、0歳から2歳までの低年齢児の保育や放課後児童クラブの利用ニーズが高まり、待機児童が発生する状況にもなっています。また、こどもが保育園や放課後児童クラブで過ごす時間が長くなっていることから、保育内容や体制の充実が必要です。

こどもが置かれている環境にかかわらず、多様な体験やチャレンジできる場や機会が求められています。また、こどもたちが、身体を思いっきり動かして遊べる場所の確保や安心して過ごせる居場所へのニーズも高まっています。

特に居場所については、すでにこどもの居場所となっている児童館や図書館等の既存の施設だけではなく、小・中学生だけではなく、若者を含め、一人ひとりの「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」が実現できる居場所づくりを進めていく必要があります。

これらの取組を進めるためには、行政、学校、地域住民、NPO団体、企業等を含む「地域社会」で、こどもと大人のお互いが感じ方や考え方の違いを理解し、交流を深めながら、一緒に子ども・若者施策を進めていくことが重要です。地域のつながりが希薄化している中で、市民の主体的な活動が持続可能なものとなるための支援が求められています。また、いずれ社会の担い手となる子ども・若者自身が支援されるだけでなく、支援する側として、深くかかわるまちに繋がるような基盤を整えることも大切です。

3 計画の基本的な考え方

基本理念	子どもの最善の利益が優先して考慮されること
目指す姿	子どもにやさしいまち ～子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち～
基本目標	① 子どもの権利を守る ② 子ども・若者の育ちの支援 ③ 子育て家庭への支援 ④ 困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援

重点事業	① 子ども・若者の意見の実現 ② 子ども・若者の居場所づくり ※ ③ こども若者家庭センター事業の充実
------	--

※ 「重点事業」の「子ども・若者の居場所づくり」について、以下のとおり記載しています。

本市では、児童館をはじめ、地域交流センターや公民館、図書館等を、小学生から高校生・大学生等の若者も含めて活動を行う、子ども・若者の居場所として提供しています。第1次計画期間中には、不登校や家庭に課題のあるこどもを対象に、学校内で生活習慣の形成や学習のサポートなどを行う「せと“ここ”ほっとルーム」を各中学校に整備してきました。

今後も、子ども・若者の居場所づくりは、多様な体験や様々な人との交流、信頼できる大人とのかかわりを持って、地域の方々とも協働し、子ども・若者の声を聴きながら進めていきます。

また、孤独や孤立を感じる子ども・若者のサポートを拡充するために、家庭や学校だけでなく、子ども・若者が安心して過ごせる場所をさらに整備していきます。

子ども・若者が行きたい、過ごしたいと思える場所、安心して、自分らしく過ごすことができる場所、そこにいてもいいと思える場所と機会を、児童館等の既存の施設も活用しながら整備することで、こどもや若者が「瀬戸って良いな」、「瀬戸で暮らし続けたい」と思えるように取組を進めていきます。

【参考】子ども・若者会議での取組

瀬戸市子どもの権利条例第13条の規定に基づき、市が広くこどもの意見を聴き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置しています。子ども・若者会議では、子どもの権利条例の制定及び周知を始め、様々な取組を進めており、「子ども・若者の居場所づくり」について、以下のとおり取り組んでいます。

日程	内容	詳細(子ども・若者の居場所づくりに関すること)
R6. 8. 6	第1回子ども・若者会議	● 瀬戸市子ども総合計画について → 子ども総合計画を改定するにあたり、以下の点についてグループワークを実施 ・ 好きなこと(夢になれることなど)はなんですか? 好きな場所(ホッとできる場所など)はどこですか? ・ どんな大人になりたいですか? ・ 瀬戸市がどんなまちになったらうれしいですか?
R6. 12. 25	第2回子ども・若者会議	● 好きな場所(ホッとできる場所)について → 児童館を子ども・若者の「好きな場所(ホッとできる場所)」にするにあたり、児童館について説明し、児童館を見学する際に意識することについてグループワークを実施
R7. 1. 19, R7. 2. 2, R7. 2. 15, R7. 3. 1	児童館見学会	● 児童館(交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館)の見学 → 第2回子ども・若者会議で話し合った「児童館を見学する際に意識すること」を踏まえ、いずれかの日程で見学
R7. 3. 26	第3回子ども・若者会議	● よりよい児童館にするための提案について(予定) → 「第2回子ども・若者会議」「児童館見学会」を踏まえ、よりよい児童館にするための提案について、グループワークを実施

「こども」の表記については、法令や根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合などの特別な場合を除き、平仮名で「こども」と表記します。